



# 災害に関するお知らせ

**被災住宅の修繕工事に  
資金の助成を行っています**

**助成対象者** 次の要件をすべて満たす方

- ・市内に住民登録をしている
  - ・住宅の所有者である
  - ・市税を滞納していない
- 助成対象住宅** 次の要件をすべて満たす住宅

- ・当該地震で被災した住宅
  - ・被災日に自己の居住の用に供している
  - ・住宅の建築に係る関係法令に適合している住宅
- 助成対象工事** 次の要件をすべて満たす工事

- ・対象工事に要する費用が20万円(消費税含む)以上
  - ・対象工事について、被災者生活再建支援法の支援を受けていない
  - ・その申請を平成23年9月30日までにを行い、その完了報告を平成24年2月29日までに提出できる
- 助成率・助成額**  
20万円を上限に修繕工事費用の10%

**申請手続きに必要なもの**

- ・住民票、納税証明書(省略できる場合があります)
- ・住宅の所有権を証明できる文書の写し
- ・対象工事に要する経費を認める見積書の写し
- ・被災箇所に分かる写真(住宅の全体と工事予定箇所)
- ・市長が必要と認める書類

※修繕中の方、完了した方も申請できます(工事前写真の提出が必要です)。  
※先着順で助成を打ち切ることがあります。

◎問い合わせ・申し込み：  
**建築住宅課住宅係**  
☎(55)5133

**震災による代替車両の  
軽自動車税が非課税になります**

震災により減失等した自動車等の代替車両について、申請により軽自動車税が、非課税になります。

**非課税期間** 平成23～25年度  
**対象条件**

- ・被災車両の所有者と、新たに取得した車両の所有者が

同一である場合

- ・被災車両の所有者の相続人(相続人の相続人含む)が代替車両を取得する場合
- ・法人が被災車両の所有者であり、当該法人の新設合併法人・吸収合併法人等が代替車両を取得する場合

**対象車両**

減失等した車両	代替車両
自動車または軽自動車	軽自動車
原動機付自転車、2輪の軽自動車、または2輪の小型自動車	原動機付自転車、2輪の軽自動車、または2輪の小型自動車
小型特殊自動車	小型特殊自動車

**必要書類**

震災により、車両が減失等したことがわかる次のいずれかの書類が必要  
・代替車両の自動車取得税非課税証明書

- ・減失等した車両の登録事項等証明書
- ・減失等した車両の検査記録事項等証明書

◎問い合わせ：

**税務課市民税係**  
☎(55)5085

## 震災により被災した介護保険の被保険者に対する介護サービスの利用者負担額免除等

**対象者**

- 次のいずれかに該当する方
- ・被保険者または主たる生計維持者が、住宅・家財等の財産について著しい損害(半壊以上)を受けた方、または長期避難世帯に属する方
  - ・主たる生計維持者が死亡、または心身に重大な障害を受けた、もしくは長期間入院したことにより収入が著しく減少した方
  - ・主たる生計維持者が行方不明である方
  - ・主たる生計維持者が業務を廃止または休止した方
  - ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
  - ・免除対象者(避難地域や計画的避難区域等に該当する方も含む)に該当し、平成23年3月11日(または避難等の指示があった日)以降に特定被災区域から当市に転入した方
  - ・平成23年3月11日以降に結婚等により、免除対象世帯に属することとなった方

**適用期間**

①利用者負担額の免除

今年3月11日から来年2月29日までに免除対象被保険者の方が受けた介護サービス等に適用。  
(該当事由により適用期間が異なります)  
※適用期間については変更される場合があります。

②介護保険施設等における食費および居住費等の支給

今年3月11日から8月31日までに支給対象被保険者の方が受けた特定介護サービス等について適用。  
(該当事由により適用期間が異なります)  
※適用期間については変更される場合があります。

**申請手続**

「介護保険利用者負担額減額・免除申請書」「介護保険施設等における食費・居住費減免申請書」に、罹災証明書等の該当事由を証明する書類を添付し、高齢福祉課または各支所地域振興課に申請してください。

**認定証の提示**

免除等の対象者となった方には「認定証」を交付しますので、介護サービス等を受ける際は「認定証」を被保険者証に添えて介護サービス事業者または介護保険施設等に提示してください。

**利用者負担額および食費・居住費等の還付**

免除対象者または支給対象者に該当していたが、利用者負担額または食費・居住費等の支払いを行った方は、申請(領収書添付)により、高額介護サービス費等を控除した額について還付を受けることができます。

その他、詳しくはお問い合わせください。

◎問い合わせ…高齢福祉課介護保険係 ☎(55)5115